

公益財団法人 日本ボールルームダンス連盟 殿 認定教室の登録及び運営の適正化に関する規定第11条第1項の 規定に基づく調査の結果は、次のとおりである。 西暦20 年 月 日 _____ ボールルームダンス連盟 会長 _____ (印)

調査教室名: _____

第10条1項 【営業場所の条件】

※該当するものに○印をつけること

(1)	営業場所が近隣の迷惑とならない場所に所在すること。	
(2)	床面積は、おおむね50㎡以上であること。	
(3)	照度は、30ルクス以上であること。	
(4)	騒音は、50デシベル以下であること。	
(5)	営業時間はおおむね午前9時から午後10時までであること。 (教師の研修についてはこの限りでない。)	
(6)	18歳未満の者の教授は、学校退校後からおおむね午後8時までとする。 ただし、保護者の同行があるときはこの限りでない。	
(7)	18歳未満の者による教授が制限されていること。	
(8)	勤務環境が不良でないこと。	
(9)	暴力団関係者、酒酔者その他風紀を乱す者の入場が禁止されていること。	
(10)	プロの教師もしくはその補助者の指導のない客同士のダンスが禁止されていること。	
(11)	教室内で飲食の提供をしないこと。	
(12)	教室内に料金表示並びにハラスメントに関する注意事項が貼り出されていること。	

第10条2項 【優良認定教室の認定要件】

※該当するものに○印をつけること

(1)	本法人のプロ教師資格両部門の3級以上資格を有する専任のダンス教師を1名以上置くこと。	
(2)	フロア面積が66㎡以上あること。(踊れない面積は含まない)	
(3)	室内が十分な照度であること。(60ルクス以上)	
(4)	騒音に関する管理が十分にされていること。	
(5)	第10条1項の条件も当然に満たしていること。	

<意見>
